

令和 4 年 1 2 月 2 0 日提出

教 育 委 員 会 会 議 議 案

木更津市教育委員会

木更津市教育委員会会議日程

開 会 令和4年12月20日(火) 午後1時00分

1 開 会 宣 言

2 会議録署名人の指名 豊田 雅之 委員

3 前回会議録作成の報告 廣部 昌弘 教育長 ・ 渡部 佳子 委員

4 付 議 議 案

5 報 告 事 項

(1) 報 告 第 8 号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案(令和4年度教育費12月補正
予算案)について(2P)

(2) 報 告 第 9 号 臨時代理の報告について
市議会の議決を要する事件の議案(木更津市一般職の職員の定年
引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案等)について(23P)

6 そ の 他

7 閉 会 宣 言

報告第 8 号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和 4 年 1 1 月 1 7 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第 1 0 号

市議会の議決を要する事件の議案（令和 4 年度教育費 1 2 月補正予算案）について

別紙のとおり

木 教 総 第 4 4 4 号

令和4年11月17日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

令和4年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案の意見聴
取について(回答)

令和4年11月16日付け木財第1075号で意見を求められました標記の件につきまして、意見はございません。

担当

教育部教育総務課

河名(内線8905)

教育委員会【歳出】

(単位：千円)

款 項 目	当初予算額 (A)	予算現額 (B)	補正額 (C)	補正後 の額 (B + C)
50 教育費	2,525,667	2,975,196	22,728	2,997,924
5 教育総務費	23,558	35,558	▲ 2	35,556
5 教育委員会費	1,875	1,875		1,875
10 事務局費	10,970	22,970	▲ 2	22,968
17 まなび支援センター費	10,713	10,713		10,713
10 小学校費	510,386	575,042	2,235	577,277
5 学校管理費	322,262	382,764	2,292	385,056
10 教育振興費	160,392	164,546	▲ 57	164,489
15 学校建設費	27,732	27,732		27,732
15 中学校費	312,532	462,727	8,179	470,906
5 学校管理費	166,066	313,502	7,759	321,261
10 教育振興費	141,441	144,200	420	144,620
15 学校建設費	5,025	5,025		5,025
20 幼稚園費	0	0	0	0
5 教育振興費	0	0		0
25 社会教育費	364,917	473,251	2,192	475,443
5 社会教育総務費	44,052	61,658	▲ 278	61,380
10 青少年育成費	8,384	8,384		8,384
15 公民館費	190,108	240,601		240,601
20 図書館費	80,170	87,140	32	87,172
25 少年自然の家費	11,101	11,101		11,101
27 博物館費	24,208	57,473	2,438	59,911
30 生涯学習まちづくり推進 事業費	6,894	6,894		6,894
30 保健体育費	1,314,274	1,428,618	10,124	1,438,742
20 学校給食費	1,314,274	1,428,618	10,124	1,438,742

※人件費含まず

木財第1075号

令和4年11月16日

木更津市教育委員会教育長 様

木更津市長 渡辺 芳邦

(公印省略)

令和4年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る予算議案
の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年
法律第162号）第29条の規定により、別添のとおり予算に関する説明書案
を送付します。

【問合せ先】

担当：財務部財政課 久野

内線：8726



第2表 繰越明許費補正

(追 加)		(単位：千円)		
款	項	事業名	金	額
30. 農林水産業費	15. 水産業費	漁港関連整備事業費	23,000	
40. 土木費	10. 道路橋りょう費	新火葬場周辺市道整備事業費	76,326	
50. 教育費	25. 社会教育費	旧安西家住宅改修事業費	29,934	

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民活動支援センター指定管理料	令和4年度から 令和6年度まで	31,085
江川総合運動場オープンイベント事業費	令和4年度から 令和5年度まで	3,500
市民会館指定管理料	令和4年度から 令和7年度まで	84,000
請西保育園指定管理料	令和4年度から 令和7年度まで	482,145千円に施設の管理運営に 要する経費の算定に必要な条件の変化に よる増減額を加算した額の範囲内
請西子育て支援センター指定管理料	令和4年度から 令和7年度まで	54,072千円に施設の管理運営に要 する経費の算定に必要な条件の変化によ る増減額を加算した額の範囲内
令和4年度分学校給食調理業務委託（波岡小、波岡中、 八幡台小、木三中、鎌足小、鎌足中、金田小）	令和4年度から 令和5年度まで	136,382

2. 歳入

5款 市税 37款 地方特例交付金 50款 分担金及び負担金 60款 国庫支出金 (単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 市税	20,855,433	△ 22,095	20,833,338			
10 固定資産税	8,369,037	△ 12,509	8,356,528			
5 固定資産税	8,323,967	△ 12,509	8,311,458	5 現年課税分	△ 12,509	
30 都市計画税	1,422,265	△ 9,586	1,412,679			
5 都市計画税	1,422,265	△ 9,586	1,412,679	5 現年課税分	△ 9,586	
37 地方特例交付金	153,000	1,688	154,688			
25 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	1,688	1,688			
5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	1,688	1,688	5 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,688	
50 分担金及び負担金	2,081,964	23,612	2,105,576			
5 負担金	2,081,964	23,612	2,105,576			
8 衛生費負担金	1,801,083	4,299	1,805,382	5 保健衛生費負担金	4,299	1. 新火葬場整備運営事業構成市負担金
14 土木費負担金	57,937	19,313	77,250	5 道路橋りょう費負担金	19,313	1. 新火葬場周辺市道整備事業構成市負担金
60 国庫支出金	12,884,523	41,637	12,926,160			
5 国庫負担金	8,105,380	66,475	8,171,855			
5 民生費国庫負担金	7,224,010	66,475	7,290,485	5 社会福祉費負担金	3,066	1. 特別障害者手当等給付費国庫負担金

60款 国庫支出金 65款 県支出金 (単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				35 生活保護費負担金	63,409	
10 国庫補助金	4,752,336	△ 25,044	4,727,292			
5 総務費国庫補助金	1,848,533	14,776	1,863,309	5 総務管理費補助金	14,776	1. 特定防衛施設周辺整備調整交付金
10 民生費国庫補助金	2,043,166	36,545	2,079,711	5 社会福祉費補助金	9,611	1. 地域生活支援事業費等国庫補助金 2. 障害者総合支援事業費補助金 3. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
				10 児童福祉費補助金	26,934	1. 子ども・子育て支援交付金 2. 重層的支援体制整備事業費交付金 3. 保育対策総合支援事業費補助金
15 衛生費国庫補助金	398,941	51	398,992	5 保健衛生費補助金	51	1. 感染症予防事業費等国庫補助金
25 土木費国庫補助金	405,034	△ 76,416	328,618	5 道路橋りょう費補助金	△ 76,416	1. 社会資本整備総合交付金
15 委託金	26,807	206	27,013			
10 民生費委託金	24,448	206	24,654	5 社会福祉費委託金	206	1. 全国在宅障害児・者等実態調査交付金
65 県支出金	3,993,116	81	3,993,197			
5 県負担金	2,587,424	△ 11,348	2,576,076			
5 民生費県負担金	2,547,695	△ 11,348	2,536,347	25 生活保護費負担金	△ 11,348	
10 県補助金	1,067,286	20,827	1,088,113			
10 民生費県補助金	662,612	18,769	681,381	5 社会福祉費補助金	2,080	1. 地域生活支援事業費等県補助金

65款 県支出金 70款 財産収入 75款 寄附金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				10 児童福祉費補助金	16,689	1. 子ども・子育て支援交付金 2. 重層的支援体制整備事業費交付金
15 衛生費県補助金	40,253	△ 46	40,207	5 保健衛生費補助金	△ 46	1. 観光地魅力アップ整備事業補助金
20 農林水産業費県補助金	275,573	2,104	277,677	5 農業費補助金	2,104	1. 飼料用米等拡大支援事業補助金 2. 気象災害に強い果樹産地支援事業補助金
15 県委託金	338,406	△ 9,398	329,008			
5 総務費県委託金	324,724	△ 9,398	315,326	20 選挙費委託金	△ 9,350	1. 参議院議員選挙費委託金
				30 人権啓発活動 地方事業委託金	△ 48	1. 地域人権啓発活動活性化事業委託金
70 財産収入	93,312	1,542	94,854			
5 財産運用収入	93,311	1,542	94,853			
10 利子及び配当金	15,247	1,542	16,789	15 株式配当金	1,542	1. 株式会社ジェイコム千葉株式配当金
75 寄附金	215,406	75,340	290,746			
5 寄附金	215,406	75,340	290,746			
3 一般寄附金	0	100	100	5 一般寄附金	100	
5 総務費寄附金	205,800	70,240	276,040	15 企画費寄附金	240	1. みなとまち木更津寄附金
				20 ふるさと応援寄附金	70,000	
18 商工費寄附金	8,005	5,000	13,005	10 商工費寄附金	5,000	1. 産業振興基金寄附金

80款 繰入金 90款 諸収入 95款 市債 (単位：千円)

款 項 目	補正前の 予算額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
80 繰入金	1,904,735	336,827	2,241,562			
5 基金繰入金	1,858,203	336,827	2,195,030			
5 財政調整基金 繰入金	1,597,551	340,827	1,938,378	5 財政調整基金 繰入金	340,827	
50 観光振興基金 繰入金	4,000	△ 4,000	0	5 観光振興基金 繰入金	△ 4,000	
90 諸収入	1,313,525	177	1,313,702			
30 雑入	920,671	177	920,848			
15 雑入	278,931	177	279,108	10 雑入	177	1. 金融広報推奨事業費助成金 △ 15 2. 緑化推進事業交付金 △ 26 3. 前年度労働保険料返還金 218
95 市債	2,664,800	△ 47,000	2,617,800			
5 市債	2,664,800	△ 47,000	2,617,800			
15 衛生債	918,100	400	918,500	15 保健衛生債	400	1. 火葬場整備事業債
30 土木債	898,000	△ 47,400	850,600	5 道路橋りょう 債	△ 51,900	1. 道路改良事業債
				15 都市計画債	4,500	1. 公園施設整備事業債

(単位：千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
50 教育費	4, 298, 605	29, 866	4, 328, 471				29, 866			
5 教育総務費	538, 553	8, 633	547, 186				8, 633			
5 教育委員会 費	17, 225	128	17, 353				128	3 職員手当等	85	1. 特別職人件費
10 事務局費	384, 393	7, 451	391, 844				7, 451	4 共済費	43	(1) 常勤特別職人件費
								2 給料	305	1. 一般職人件費
								3 職員手当等	6, 216	2. 会計年度任用職員人件費
								4 共済費	932	3. 就学支援関係費
								8 旅費	△2	(1) 特別支援教育体制整備推進事業費
										4. 事務局諸経費
										(1) 学校教育諸経費
17 まなび支援 センター費	136, 935	1, 054	137, 989				1, 054	2 給料	41	1. 会計年度任用職員人件費
								3 職員手当等	11	
								4 共済費	1, 002	
10 小学校費	644, 982	3, 390	648, 372				3, 390			
5 学校管理費	447, 395	3, 447	450, 842				3, 447	1 報酬	386	1. 一般職人件費
								2 給料	56	2. 会計年度任用職員人件費
								3 職員手当等	447	3. 学校維持管理運営費
								4 共済費	266	(1) 小学校運営費
								10 需用費	2, 082	(2) 小学校施設管理費
								12 委託料	210	4. 学校水泳指導児童送迎用バス運行委託事業費
										5. きさらづ特認校児童送迎用バス運行委託事業費
10 教育振興費	169, 855	△57	169, 798				△57	8 旅費	△57	1. 教育振興諸経費
										△396
										△1, 000

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額	
					国県支出金	地方債	その他			
15 中学校費	521, 180	8, 845	530, 025				8, 845			
5 学校管理費	367, 532	8, 425	375, 957				8, 425	1 報酬	274	1. 一般職人件費 329
								2 給料	46	2. 会計年度任用職員人件費 337
								3 職員手当等	215	3. 学校維持管理運営費 7, 759
								4 共済費	131	(1) 中学校運営費 1, 139
								10 需用費	7, 759	(2) 中学校施設管理費 6, 620
10 教育振興費	148, 623	420	149, 043				420	18 負担金、補助及び交付金	420	1. 実用英語検定補助金
25 社会教育費	1, 018, 434	5, 276	1, 023, 710				5, 276			
5 社会教育総務費	179, 186	1, 072	180, 258				1, 072	1 報酬	328	1. 一般職人件費 946
								2 給料	139	2. 会計年度任用職員人件費 404
								3 職員手当等	714	3. 芸術文化振興事業費 △278
								4 共済費	169	(1) 芸術文化に親しむまちづくり振興事業費
								8 旅費	△23	
								13 使用料及び賃借料	△255	
10 青少年育成費	11, 924	83	12, 007				83	1 報酬	71	1. 会計年度任用職員人件費
								3 職員手当等	12	
15 公民館費	528, 153	2, 851	531, 004				2, 851	1 報酬	813	1. 一般職人件費 1, 907
								2 給料	△752	2. 会計年度任用職員人件費 944
								3 職員手当等	2, 053	
								4 共済費	737	
20 図書館費	186, 522	△4, 016	182, 506				△4, 016	1 報酬	32	1. 特別職人件費 32

(単位：千円)

50款 教育費

款 項 目	補正前の 予算額	補正予算額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金 額	
					国県支出金	地方債	その他			
										(1) 図書館協議会委員報酬 △4,048

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま での 支 出 金 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 金 額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源	財 源		一 般 財 源
期	間	金 額	期	間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
木更津第一小学校改築及び(仮称)木更津市学校給食センター整備事業	6,680,000千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	6,563,053	平成19年度から令和3年度まで	令和4年度から令和5年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
庁舎維持管理費(アクア木更津賃借料)	489,571千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	370,118	平成27年度から令和3年度まで	令和4年度から令和6年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
庁舎維持管理費(イオンタウン木更津朝日賃借料)	908,449千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	679,246	平成27年度から令和3年度まで	令和4年度から令和6年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
LED防犯灯整備事業費	187,500	109,458	平成28年度から令和3年度まで	令和4年度から令和7年度まで	72,972				72,972
一般廃棄物処理委託	令和3年度から令和8年度までの6年間、一般廃棄物の中間処理(直接溶融処理)を委託するに要する経費	1,484,753	令和3年度	令和4年度から令和8年度まで	限度額に同じ				全額一般財源
道の駅指定管理料	375,914千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	117,334	平成30年度から令和3年度まで	令和4年度から令和13年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				特定財源を除いた額

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	財 源	一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
水道事業統合広域化出資金	783,400	平成29年度から 令和3年度まで	214,200	令和4年度から 令和10年度まで	555,000		555,000		0
自転車駐車場指定管理料	79,136	平成29年度から 令和3年度まで	26,228	令和4年度					0
市営体育施設指定管理料	144,249	平成29年度から 令和3年度まで	114,234	令和4年度	29,700			7,980	21,720
請西保育園指定管理料	618,270千円に施設の管理運営に要する経費の算定に必要な条件の変化による増減額を加算した額の範囲内								
		平成29年度から 令和3年度まで	640,491	令和4年度	166,607	3,443		22,428	140,736
請西子育て支援センター指定管理料	72,840千円に施設の管理運営に要する経費の算定に必要な条件の変化による増減額を加算した額の範囲内								
		平成29年度から 令和3年度まで	71,873	令和4年度	18,024	12,016			6,008
中央公民館仮移転事業費(スパークルシティ木更津賃借料)	284,912千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成29年度から 令和3年度まで	176,220	令和4年度から 令和6年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
公共事業用代替地取得事業	445,000	令和3年度	199,998	令和4年度から 令和5年度まで	243,740				243,740
市道134-2号線道路改良事業費	123,000	令和3年度		令和4年度から 令和9年度まで	123,000				123,000
市道217-2号線道路改良事業費	629,000	令和3年度		令和4年度から 令和9年度まで	629,000				629,000
潮見木更津高等学校線整備事業費	85,000	令和3年度		令和4年度から 令和9年度まで	85,000				85,000

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 期 間	金 額	支 出 期 間	金 額	特 定 財 源	財 源	一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
市道5109号線道路改良事業費	283,000	令和3年度		令和4年度から 令和9年度まで	283,000				283,000
中野畑沢線整備事業費(中里地内)	249,000	令和3年度		令和4年度から 令和9年度まで	249,000				249,000
市道216-2号線道路改良事業費	118,427	令和3年度		令和4年度から 令和9年度まで	118,427				118,427
ちば電子調達システム事業費	16,545千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	平成30年度から 令和3年度まで	6,582	令和4年度から 令和6年度まで	限度額から前年度末までの支出額を差し引いた額				全額一般財源
江川総合運動場陸上競技場指定管理料	103,619	平成30年度から 令和3年度まで	75,131	令和4年度	27,075			780	26,295
小櫃堰公園指定管理料	72,500	平成30年度から 令和3年度まで	40,200	令和4年度から 令和5年度まで	26,800			2,300	24,500
新火葬場整備運営事業費(PFI事業費)	6,833,458千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和元年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和19年度まで	限度額に同じ		847,000	4,491,999	特定財源を除いた額
新火葬場整備運営事業費(設計・建設モニタリング業務委託)	22,343	令和2年度から 令和3年度まで		令和4年度から 令和5年度まで	12,296			9,222	3,074
市民活動支援センター指定管理料	45,957	令和元年度から 令和3年度まで	30,480	令和4年度	15,420				15,420
市民会館指定管理料	77,130	令和元年度から 令和3年度まで	51,420	令和4年度	25,710				25,710
統合型業務パッケージシステム管理費	1,210,000	令和元年度から 令和3年度まで	120,648	令和4年度から 令和8年度まで	1,085,832				1,085,832
健康増進センター指定管理料	296,000	令和元年度から 令和3年度まで	112,452	令和4年度から 令和6年度まで	176,880				176,880

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳			
		支 出 期	支 出 間	金 額	金 額	特 定 財 源	財 源	財 源	一 般 財 源
						国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
広域廃棄物処理事業費(PFI事業費)	75,114,083千円 に金利変動及び 物価変動による 増減額、売電に 関する環境の変 動に伴う増減額 並びに消費税及 び地方消費税の 額を加算した額 に、木更津市、 君津市、富津 市、袖ヶ浦市、 鴨川市、南房総 市及び鋸南町広 域廃棄物処理事 業協議会におい て協議により定 める負担割合を 乗じた額の範囲 内	令和2年度から 令和3年度まで			限度額に同じ				全額一般財源
福祉会館指定管理料	98,773	令和2年度から 令和3年度まで		19,424	79,349			7,848	71,501
老人福祉センター指定管理料	81,165	令和2年度から 令和3年度まで		27,051	54,114			1,457	52,657
火葬場指定管理料	46,750	令和2年度から 令和3年度まで		27,540	18,360			10,214	8,146
市内照明灯一斉LED化事業費	209,782千円に消 費税及び地方消 費税を加算した 額の範囲内	令和2年度から 令和3年度まで		12,736	限度額から前年 度末までの支出 額を差し引いた 額				全額一般財源
霊園指定管理料	88,875	令和2年度から 令和3年度まで		23,100	45,900			45,900	0
新川園衛生処理場等維持管理 業務委託費(包括的民間委託)	258,000	令和2年度から 令和3年度まで		80,300	160,600			28,792	131,808

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	財 源	財 源	財 源
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
キャンプ場指定管理料	16,727	令和2年度から 令和3年度まで	5,371	令和4年度から 令和5年度まで	11,356			300	11,056
小中学校LED化ESCO事業費	251,264千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度		令和4年度から 令和18年度まで	限度額に同じ				全額一般財源
市民体育館等LED化ESCO事業費	36,212千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度		令和4年度から 令和18年度まで	限度額に同じ				全額一般財源
公共下水道施設等維持管理業務委託(包括的民間委託)	98,450千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内	令和3年度		令和4年度から 令和8年度まで	限度額に同じ			34,070	特定財源を除いた額
金田地域交流センター指定管理料	88,185	令和3年度		令和4年度から 令和6年度まで	86,430				86,430
自転車駐車場指定管理料	32,671	令和3年度		令和4年度から 令和5年度まで	32,671			32,000	671
令和3年度分学校給食調理業務委託(東清小、南清小、富来田小、中郷小、西清小、富来田中)	81,812	令和3年度		令和4年度	81,812				81,812
広報きさらづ発行費	19,592	令和3年度		令和4年度	19,592				19,592

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の		当 該 年 度 以 降 の		左 の 財 源 内 訳				
		支 出 期	間	金 額	支 出 期	間	金 額	特 定 財 源		
								国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他
道路補修事業費	75,000	令和3年度			令和4年度		75,000			75,000
きさらづ特認校児童送迎用バス 運行業務委託事業費	12,000	令和3年度			令和4年度		12,000			12,000
金田中学校用地取得事業費	229,213				令和4年度から 令和5年度まで		229,213			229,213
市民活動支援センター指定管理 料	31,085				令和4年度から 令和6年度まで		31,085			31,085
江川総合運動場オープニングイ ベント事業費	3,500				令和4年度から 令和5年度まで		3,500			3,500
市民会館指定管理料	84,000				令和4年度から 令和7年度まで		84,000			84,000
請西保育園指定管理料	482,145千円に施 設の管理運営に 要する経費の算 定に必要な条件 の変化による増 減額を加算した 額の範囲内				令和4年度から 令和7年度まで		482,145		67,284	414,861

事 項	限 度 額	前 年 度 末 出 金 額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 記			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	其 他 財 源	一 般 財 源	
						国 庫 支 出 金	地 方 債	所 の 他	
請西子育て支援センター指定管理料	54,072千円に施設の管理運営に要する経費の算定に必要な条件の変化による増減額を加算した額の範囲内			令和4年度から令和7年度まで	54,072	36,048			18,024
令和4年度分学校給食調理業務委託(波岡小、波岡中、八幡台小、木三中、鎌足小、鎌足中、金田小)	136,382			令和4年度から令和5年度まで	136,382				136,382
木更津市土地開発公社の借入金に対する債務保証	5,000,000			木更津市土地開発公社定款に規定する解散の日まで	5,000,000				5,000,000

報告第9号

臨時代理の報告について

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年12月20日提出

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

教育委員会の議決事項の臨時代理

木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和 6 1 年木更津市教育委員会規則第 1 号）第 6 条第 1 項の規定により会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し処理する。

令和 4 年 1 2 月 2 0 日

木更津市教育委員会教育長 廣 部 昌 弘

臨時代理第 1 1 号

市議会の議決を要する事件の議案（木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例案）について

臨時代理第 1 2 号

市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案）について

臨時代理第 1 3 号

市議会の議決を要する事件の議案（特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案）について

別紙のとおり

木教総第454号

令和4年11月22日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘

(公印省略)

令和4年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る条例案の意見聴取
について(回答)

令和4年11月18日付け木職第1239号で意見を求められました標記の件につきまして、意見はございません。

担当

教育部教育総務課

河名(内線8905)

木 職 第 1 2 3 9 号

令和4年11月18日

木更津市教育委員会

教育長 廣 部 昌 弘 様

木更津市長 渡 辺 芳 邦

(公印省略)

令和4年12月市議会定例会に附議する教育委員会に係る
条例案の意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第29条の規定により、別添のとおり改正条例案を送付いたしますので、令和4年11月24日
までに回答願います。

記

- (1) 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について



議案第 号

木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和30年木更津市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第1条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）第3条の行政職給料表（以下「給料表」という。）の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする。

第2条中「職員が」の次に「降任により現に属する職務の級より給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、」を加える。

附則に次の2項を加える。

- 3 職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の2の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給とする」とする。
- 4 第3条第4項の規定は、職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年木更津市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「とし」を「の期間、その発令の日に受ける」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(木更津市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 木更津市職員の定年等に関する条例（昭和59年木更津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この

項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「認めるときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和26年木更津市条例第8号)第12条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条

の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第11条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるた

め、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（雑則）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 木更津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 木更津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条第2項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第9条に次の1号を加える。

(3) 木更津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条第2項の表第3条第6項の項を削り、同表第14条第4項の項を次のように改める。

第14条第4項	、第1項	、第1項（育児休業条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
---------	------	--

第18条の表第14条第4項の項を次のように改める。

第14条第4項	、第1項	、第1項（育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
---------	------	---------------------------------------

第18条の表第19条の5の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2号中「（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 木更津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
（木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年木更津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。
（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年木更津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1号給）」の次に「とし、60歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員にあつては、第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」を加える。

（木更津市職員の再任用に関する条例の廃止）

第9条 木更津市職員の再任用に関する条例（平成13年木更津市条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の木更津市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限

又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の木更津市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従

前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定

により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達

している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（暫定再任用職員の勤務時間、休暇等に関する経過措置）

第10条 暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（公益的法人等への派遣等に関する経過措置）

第11条 この条例による改正後の木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

第 12 条 附則第 2 条第 1 項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、新定年条例第 4 条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例による改正後の木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の規定を適用する。

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）の施行に伴い、本市の一般職の職員の定年を引き上げる等のため、関係条例の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第 1 条関係）

新	旧
木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和30年 9 月23日 条例第58号 (この条例の目的) 第 1 条 略 (降給の種類) 第 1 条の 2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第 8 号）第 3 条の行政職給料表（以下「給料表」という。）の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。）並びに法第28条の 2 第 1 項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。）とする。 (降給の事由) 第 2 条 職員が降任により現に属する職務の級より給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、法第28条第 1 項各号のいずれかに該当した場合においては、その意に反してこれを降給することができる。 附 則 1・2 略 3 職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第 8 号）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第 1 条の 2 の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給とする」とする。 4 第 3 条第 4 項の規定は、職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。	木更津市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 昭和30年 9 月23日 条例第58号 (この条例の目的) 第 1 条 略 (降給の事由) 第 2 条 職員が法第28条第 1 項各号のいずれかに該当した場合には、その意に反してこれを降給することができる。 附 則 1・2 略

新旧対照表

○議案第 号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第2条関係）

新	旧
木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和30年9月23日 条例第59号 (減給の効果) 第3条 減給の期間は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第15号）第19条から第22条までの報酬を除く。）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。	木更津市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 昭和30年9月23日 条例第59号 (減給の効果) 第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし給料（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額（木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第15号）第19条から第22条までの報酬を除く。）の10分の1以下を減ずるものとする。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第 3 条関係）

新	旧
木更津市職員の定年等に関する条例 昭和59年 6 月 22 日 条例第20号 目次 第 1 章 総則（第 1 条） 第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条） 第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 11 条） 第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 12 条） 第 5 章 雑則（第 13 条） 附則 第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の 4 第 1 項及び第 2 項、第28条の 2、第28条の 5、第28条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第28条の 7 の規定に基づき、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。 第 2 章 定年制度 （定年） 第 3 条 職員の定年は、年齢<u>65</u>年とする。 （定年による退職の特例） 第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第 9 条の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間</u>	木更津市職員の定年等に関する条例 昭和59年 6 月 22 日 条例第20号 （趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第28条の 3 の規定に基づき、職員の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。</u> （定年） 第 3 条 職員の定年は、年齢<u>60</u>年とする。 （定年による退職の特例） 第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u>

を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。	(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。	(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これららの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができ、ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。	3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。
4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。	5 略 第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職) 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）第12条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。 (管理監督職勤務上限年齢)
第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年	

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験が必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。	(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。	2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存在すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができ、ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。	4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
5 略	

とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第11条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
2. 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができ
る。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- （異動期間の延長等に係る職員の同意）
- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。
- （異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）
- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。
- 第4章 定年前再任用短時間勤務制
（定年前再任用短時間勤務職員の任用）
- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間

間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。) を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則
(雑則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

新旧対照表

○議案第 号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第 4 条関係）

新	旧
木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成 4 年 3 月 27 日 条例第 2 号 (育児休業をすることができない職員) 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 木更津市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 (4) 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 略 2 給与条例第 18 条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に掲げる職員を除く。）のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児短時間勤務をすることができない職員) 第 9 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 木更津市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 (育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例) 第 16 条 略 2 育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成 4 年 3 月 27 日 条例第 2 号 (育児休業をすることができない職員) 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) 略 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 7 条 略 2 給与条例第 18 条の 4 第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる職員を除く。）のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 (育児短時間勤務をすることができない職員) 第 9 条 育児休業法第 10 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例) 第 16 条 略 2 育児短時間勤務職員等についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条 例第2条第2項の規定により定められたその 者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時 間で除して得た数（以下「算出率」とい う。）を乗じて得た額とする
第4条第1項及 び第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、そ の者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗 じて得た額とする
略		
第14条第4項	第1項	第1項（育児休業条例第16条第2項の規定 により読み替えて適用する場合を含む。）
略		
（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表 の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。		
略		
第14条第4項	第1項	第1項（育児休業条例第18条の規定により 読み替えて適用する場合を含む。）
略		
第19条の5	第9条、第 10条及び第 10条の3	第9条、第10条、第10条の3及び第11条の2

第3条第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、そ の者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条 例第2条第2項の規定により定められたその 者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時 間で除して得た数（以下「算出率」とい う。）を乗じて得た額とする
第3条第6項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第4条第1項及 び第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、そ の者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗 じて得た額とする
略		
第14条第4項	第2項	育児休業条例第16条第2項
略		
（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例） 第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表 の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の右欄に掲げる字句とする。		
略		
第14条第4項	第2項	育児休業条例第18条
略		
第19条の5	第9条、第 10条及び第 10条の3	第9条、第10条、第10条の3及び第11条の2

定年前再任用短時間勤務職員	短時間勤務職員
(部分休業を請求することができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 略	

再任用職員	短時間勤務職員
(部分休業を請求することができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） (部分休業の承認) 第20条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 略	

新旧対照表

○議案第 号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第 5 条関係）

新	旧
木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成 7 年 3 月 25 日 条例第 1 号 (1 週間の勤務時間) 第 2 条 略 2 略 3 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4・5 略 (週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第 4 条 略 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合	木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成 7 年 3 月 25 日 条例第 1 号 (1 週間の勤務時間) 第 2 条 略 2 略 3 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。 4・5 略 (週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第 4 条 略 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合

には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては8日以上（当該部署の必要（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては、8日以上）の週休日）を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） （2）・（3） 略 2・3 略	には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては8日以上（当該部署の必要（育児短時間勤務職員等）にあっては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては、8日以上）の週休日）を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等）にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第12条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （1）次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数） （2）・（3） 略 2・3 略
--	---

新旧対照表

○議案第 号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第 6 条関係）

新	旧
木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 平成14年2月28日 条例第2号 (職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 (2) 略 (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4) 略 (5) 木更津市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員 (6) 略 3 略	木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例 平成14年2月28日 条例第2号 (職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。） (2) 略 (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。） (4) 略 (5) 略 3 略

新旧対照表

○議案第 号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第 7 条関係）

新	旧
木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月24日 条例第3号 (報告事項) 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略	木更津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月24日 条例第3号 (報告事項) 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略

新旧対照表
 ○議案第 号 木更津市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（第 8 条関係）

新	旧
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 平成26年3月15日 条例第4号 (昇給の特例)	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 平成26年3月15日 条例第4号 (昇給の特例)
2 当分の間、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第4条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第4項中「職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が7級以上である職員にあつては、1号給）」とあるのは、「2号給（職務の級が6級以上である職員にあつては、3号給）」とあるのは、第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に依り決定するもの」とする。	2 当分の間、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第4条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第4項中「職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に依り決定するもの」とあるのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（職務の級が7級以上である職員にあつては、1号給）」とあるのは、「2号給（職務の級が6級以上である職員にあつては、3号給）」とあるのは、第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に依り決定するもの」とする。
3 略	3 略

議案第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第2項第1号中「100分の95」を「、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条第1項）

行政職給料表

（単位：円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100

25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800
27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100
28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100
42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	219, 200	265, 600	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	

54	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	

83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800			
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000			
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200			
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300				
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600				
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800				
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000				
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300				
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600				
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800				
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000				
94		294, 900	342, 600						
95		295, 200	343, 100						
96		295, 600	343, 500						
97		295, 800	343, 700						
98		296, 100	344, 100						
99		296, 500	344, 500						
100		296, 900	344, 800						
101		297, 100	345, 100						
102		297, 400	345, 500						
103		297, 800	345, 900						
104		298, 100	346, 300						
105		298, 300	346, 800						
106		298, 600	347, 200						
107		299, 000	347, 600						
108		299, 300	348, 000						
109		299, 500	348, 500						
110		299, 900	348, 900						
111		300, 300	349, 200						

112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
任期付 職員	158,900	198,500	230,700	259,300	275,800	294,200	325,600	361,000

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条第7項中「その者」を「当該職員」に改める。

第3条の2を削る。

第11条第1項第2号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同条第2項中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（次項において）」に改め、「額をいう。以下」の次に「この項及び次項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合はその」を「場合には、その」に改め、同条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の4第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤
勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

第19条の5の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「第9条」を「第3条第5項、第4条、第5条、第9条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 7 項を加える。

- 1 1 当分の間、職員の給料月額、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 13 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 3 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 5 項並びに第 4 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 1 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
 - (2) 法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（法第 28 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職を占める職員
 - (3) 法第 28 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（法第 28 条の 6 第 1 項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 1 3 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 15 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 11 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第 11 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 3 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 3 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給

料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員の項を削り、同表に次のように加える。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、令和4年12月22日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（給与の内払）

第2条 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

第3条 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）

附則第11項から第17項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第4条 第2条の規定において、改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項、次項及び第5項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年木更津市条例第1号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。

- 6 新給与条例第18条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 新給与条例第3条第5項、第4条、第5条、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。
(その他の経過措置の規則への委任)

第5条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

提案理由

令和4年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の一般職の職員の給与の額を改定するため、並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設ける等のため、関係条例の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 1 条関係）

新										旧									
職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 (勤労手当) 第18条の4 略 2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1（第3条第1項） 行政職給料表 (単位：円)										職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 (勤労手当) 第18条の4 略 2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第1（第3条第1項） 行政職給料表 (単位：円)									
職務の級										職務の級									
号給										号給									
1										1									
2										2									
3										3									
4										4									
5										5									

<u>6</u>	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100	374, 900	419, 600
<u>7</u>	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600	332, 300	377, 200	421, 700
<u>8</u>	157, 900	210, 800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900
<u>9</u>	158, 900	212, 400	246, 000	280, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900
<u>10</u>	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000
<u>11</u>	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	310, 600	340, 600	387, 400	430, 100
<u>12</u>	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200
<u>13</u>	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900
<u>14</u>	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700
<u>15</u>	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700
<u>16</u>	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700
<u>17</u>	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600
<u>18</u>	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400
<u>19</u>	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200
<u>20</u>	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900
<u>21</u>	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700
<u>22</u>	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200
<u>23</u>	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600
<u>24</u>	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
<u>25</u>	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
<u>26</u>	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800
<u>27</u>	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100
<u>28</u>	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
<u>29</u>	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
<u>30</u>	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
<u>31</u>	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
<u>32</u>	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
<u>33</u>	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
<u>34</u>	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
<u>35</u>	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
<u>36</u>	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
<u>37</u>	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
<u>38</u>	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
<u>39</u>	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000

<u>6</u>	151, 700	204, 200	239, 300	273, 400	300, 000	330, 100	374, 900	419, 600
<u>7</u>	152, 800	206, 000	240, 800	275, 200	302, 200	332, 300	377, 200	421, 700
<u>8</u>	153, 900	207, 800	242, 400	277, 200	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900
<u>9</u>	154, 900	209, 400	243, 500	279, 200	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900
<u>10</u>	156, 300	211, 200	245, 000	281, 200	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000
<u>11</u>	157, 600	213, 000	246, 600	283, 100	310, 600	340, 600	387, 400	430, 100
<u>12</u>	158, 900	214, 800	247, 900	285, 000	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200
<u>13</u>	160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900
<u>14</u>	161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700
<u>15</u>	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700
<u>16</u>	164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700
<u>17</u>	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600
<u>18</u>	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400
<u>19</u>	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200
<u>20</u>	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900
<u>21</u>	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700
<u>22</u>	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200
<u>23</u>	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600
<u>24</u>	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
<u>25</u>	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
<u>26</u>	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800
<u>27</u>	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100
<u>28</u>	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
<u>29</u>	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
<u>30</u>	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
<u>31</u>	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
<u>32</u>	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
<u>33</u>	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
<u>34</u>	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
<u>35</u>	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
<u>36</u>	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
<u>37</u>	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
<u>38</u>	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
<u>39</u>	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000

40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		

40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		

73	<u>237, 000</u>	<u>288, 200</u>	<u>333, 500</u>	<u>371, 500</u>	<u>387, 400</u>	<u>407, 200</u>
74	<u>237, 600</u>	<u>288, 700</u>	<u>334, 100</u>	<u>372, 100</u>	<u>387, 800</u>	<u>407, 500</u>
75	<u>238, 200</u>	<u>289, 100</u>	<u>334, 600</u>	<u>372, 800</u>	<u>388, 200</u>	<u>407, 800</u>
76	<u>238, 700</u>	<u>289, 600</u>	<u>335, 200</u>	<u>373, 400</u>	<u>388, 600</u>	<u>408, 000</u>
77	<u>239, 300</u>	<u>289, 800</u>	<u>335, 500</u>	<u>373, 800</u>	<u>388, 900</u>	<u>408, 200</u>
78	<u>240, 000</u>	<u>290, 100</u>	<u>336, 000</u>	<u>374, 300</u>	<u>389, 200</u>	<u>408, 500</u>
79	<u>240, 700</u>	<u>290, 300</u>	<u>336, 400</u>	<u>374, 900</u>	<u>389, 500</u>	<u>408, 800</u>
80	<u>241, 200</u>	<u>290, 700</u>	<u>336, 900</u>	<u>375, 400</u>	<u>389, 800</u>	<u>409, 000</u>
81	<u>241, 700</u>	<u>290, 900</u>	<u>337, 300</u>	<u>375, 900</u>	<u>390, 000</u>	<u>409, 200</u>
82	<u>242, 300</u>	<u>291, 100</u>	<u>337, 800</u>	<u>376, 500</u>	<u>390, 300</u>	<u>409, 500</u>
83	<u>242, 900</u>	<u>291, 500</u>	<u>338, 300</u>	<u>377, 000</u>	<u>390, 600</u>	<u>409, 800</u>
84	<u>243, 400</u>	<u>291, 800</u>	<u>338, 800</u>	<u>377, 300</u>	<u>390, 800</u>	<u>410, 000</u>
85	<u>243, 900</u>	<u>292, 100</u>	<u>339, 100</u>	<u>377, 700</u>	<u>391, 000</u>	<u>410, 200</u>
86	<u>244, 500</u>	<u>292, 400</u>	<u>339, 500</u>	<u>378, 200</u>	<u>391, 300</u>	
87	<u>245, 100</u>	<u>292, 700</u>	<u>340, 000</u>	<u>378, 600</u>	<u>391, 600</u>	
88	<u>245, 600</u>	<u>293, 100</u>	<u>340, 400</u>	<u>379, 000</u>	<u>391, 800</u>	
89	<u>246, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>340, 700</u>	<u>379, 400</u>	<u>392, 000</u>	
90	<u>246, 600</u>	<u>293, 800</u>	<u>341, 100</u>	<u>379, 900</u>	<u>392, 300</u>	
91	<u>246, 900</u>	<u>294, 100</u>	<u>341, 600</u>	<u>380, 300</u>	<u>392, 600</u>	
92	<u>247, 300</u>	<u>294, 500</u>	<u>342, 000</u>	<u>380, 700</u>	<u>392, 800</u>	
93	<u>247, 600</u>	<u>294, 700</u>	<u>342, 200</u>	<u>381, 000</u>	<u>393, 000</u>	
94		<u>294, 900</u>	<u>342, 600</u>			
95		<u>295, 200</u>	<u>343, 100</u>			
96		<u>295, 600</u>	<u>343, 500</u>			
97		<u>295, 800</u>	<u>343, 700</u>			
98		<u>296, 100</u>	<u>344, 100</u>			
99		<u>296, 500</u>	<u>344, 500</u>			
100		<u>296, 900</u>	<u>344, 800</u>			
101		<u>297, 100</u>	<u>345, 100</u>			
102		<u>297, 400</u>	<u>345, 500</u>			
103		<u>297, 800</u>	<u>345, 900</u>			

新旧対照表

○議案第 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
職員の給与に関する条例 (給料表) 第3条 略 2～4 略 5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職員の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職員の職に移った場合における号給若しくは給料月額、規則で定めるところにより決定する。 6 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務期間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 7 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、当該職員に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、当該職員に属する職務の級に応じた額とする。 (通勤手当) 第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 略 (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下この項及び次項において	職員の給与に関する条例 昭和26年3月26日 条例第8号 (給料表) 第3条 略 2～4 略 5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職員の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職員の職に移った場合における号給若しくは給料月額は、規則の定めるところにより決定する。 6 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。 7 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号。以下「任期付職員条例」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。 第3条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間と同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 (通勤手当) 第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 略 (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）

「自転車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。) (3) 略	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以降の月の末日までの期間として規則で定める期間 (以下この項及び次項において「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあつては月の1日からその月の末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃に相当する額 (2) 前項第2号に掲げる職員 24,500円の範囲内で規則で定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) 略	3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の事情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居 (当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。) からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等 (次項において「新幹線鉄道等」という。) でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等 (その利用に係る運賃等の額から前項第1号に掲げる額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項及び次項において同じ。) を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額 (その額が20,000円に当該職員の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額) 及び同項の規定による額の合計額とする。 4・5 略 (時間外勤務手当)
--	---	--

を使用することを常例とする職員 (自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。) (3) 略	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以降の月の末日までの期間として規則で定める期間 (以下「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあつては月の1日からその月の末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃に相当する額 (2) 前項第2号に掲げる職員 24,500円の範囲内で規則で定める額 (短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) 略	3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の事情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居 (当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。) からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等 (以下「新幹線鉄道等」という。) でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等 (その利用に係る運賃等の額から前項第1号に掲げる額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。) を負担することを常例とするものの通勤手当の月額は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額 (その額が20,000円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額を超えるときは、当該額) 及び同項の規定による額の合計額とする。 4・5 略 (時間外勤務手当)
--	---	---

第14条	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
(1)・(2) 略	
2	定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
3 略	
4	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
5	勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
6 略	

第14条	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
(1)・(2) 略	
2	短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
3 略	
4	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
5	勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
6 略	

(期末手当) 第18条 略 2 略	(期末手当) 第18条 略 2 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第18条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。	3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第18条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合において100分の50を乗じて得た額の総額
3～5 略 (定年前再任用短時間勤務職員等の適用除外) 第19条の5 第3条第5項、第4条、第5条、第9条、第10条及び第10条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 2 略 附 則 1～10 略 11 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初	3～5 略 (再任用職員等の適用除外) 第19条の5 第9条、第10条及び第10条の3の規定は、再任用職員には適用しない。 2 略 附 則 1～10 略

の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第5項並びに第4条第1項、第3項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

（2） 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

（3） 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

13 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。）

14 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員が受ける給料月額」とする。

- 15 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第11項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第13項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 16 附則第13項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第11項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第11項から前項までに定めるもののほか、附則第11項の規定による給料月額、附則第13項の規定による給料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 1（第 3 条第 1 項）

行政職給料表								
(単位：円)								
職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
略	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
125		304, 200						
任期付 職員	158, 900	198, 500	230, 700	259, 300	275, 800	294, 200	325, 600	361, 000
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900

別表第 1（第 3 条第 1 項）

行政職給料表								
(単位：円)								
職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
略	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
125		304, 200						
再任用 職員	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900
任期付 職員	158, 900	198, 500	230, 700	259, 300	275, 800	294, 200	325, 600	361, 000

議案第 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和40年木更津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225」を「100分の220」に改める。

(木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第4条 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和４年１２月２２日から施行し、第１条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び第３条の規定による改正後の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、令和４年４月１日から適用する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和５年４月１日から施行する。

（給与の内払）

- 2 第１条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第３条の規定による改正前の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第３条の規定による改正後の木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

令和４年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、本市の特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率並びに特定任期付職員の給与の額を改定するため、関係条例の整備をしようとするものである。

新旧対照表

○議案第 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第 1 条関係）

新	旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年 4 月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年 4 月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の215を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

新旧対照表

○議案第 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (第2条関係)

新	旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の215、12月に支給する場合には100分の225を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

新旧対照表

○議案第 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (第 3 条関係)

新		旧													
木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 (特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。													
<table><tr><td>号給</td><td>給料月額（円）</td></tr><tr><td>1</td><td>376, 000</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>		号給	給料月額（円）	1	376, 000	略		<table><tr><td>号給</td><td>給料月額（円）</td></tr><tr><td>1</td><td>375, 000</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>		号給	給料月額（円）	1	375, 000	略	
号給	給料月額（円）														
1	376, 000														
略															
号給	給料月額（円）														
1	375, 000														
略															
2 ～ 4 略 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略		2 ～ 4 略 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略													
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「10分の120」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u> 」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。		2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「10分の120」とあるのは「100分の162.5」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。													

新旧対照表

○議案第 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (第 4 条関係)

新		旧	
木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (職員の給与に関する条例の適用除外等) 第 8 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第12条の 2、第18条第 2 項及び第19条の 3 の規定の適用については、給与条例第 2 条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の 2 第 3 項中「第 1 項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成28年木更津市条例第27号) 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第 2 項中「10分の120」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、第19条の 3 中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	平成28年12月15日 条例第27号	木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (職員の給与に関する条例の適用除外等) 第 8 条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第12条の 2、第18条第 2 項及び第19条の 3 の規定の適用については、給与条例第 2 条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の 2 第 3 項中「第 1 項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成28年木更津市条例第27号) 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第 2 項中「10分の120」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 、12月に支給する場合には100分の167.5」と、第19条の 3 中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当」とする。	平成28年12月15日 条例第27号